

公益社団法人 日野法人会広報誌

ふれあい

vol. 149

2014. 2・3

主な内容

- ◆ 平成26年度 税制改正大綱
- ◆ 第4回 税に関する絵はがきコンクール
- ◆ 税務署からのお知らせ

平成26年度 税制改正大綱

中小企業投資促進税制や 交際費課税の拡充など 法人会の改正要望が実現！

政府は、平成25年12月24日に平成26年度税制改正大綱について、閣議決定しました。デフレ脱却・経済再生に向け、中小企業投資促進税制や交際費課税の拡充に加え、民間投資と消費の拡大、地域経済の活性化等のための税制措置などが盛り込まれました。また、復興特別法人税が1年間前倒しで廃止されることがうたわれています。主な内容をお知らせします。

法人税関係

■中小企業投資促進税制の拡充

生産性向上につながる設備を取得した場合に、即時償却または税額控除が認められます。

■生産性向上設備投資促進税制の創設

生産性向上設備等を取得して事業の用に供した場合は、特別償却又は税額控除が認められます。平成28年3月末までに取得したものであれば即時償却が認められます。

■交際費課税制度の拡充

大法人は、交際費の額のうち飲食費用の50%について損金として認められることになります。なお、中小法人については、従来通り800万円までを全額損金算入する方法と、飲食費用の50%を損金算入する方法との選択適用が可能となります。平成26年4月1日以後開始する事業年度から適用になります。

■復興特別法人税の1年前倒し廃止

復興特別法人税が1年間前倒しで終了することになります。

■所得拡大税制の延長及び要件の緩和

平成25年度の税制改正で創設された所得

拡大税制の適用年度が2年延長され、従来5%以上とされていた給与支給増加割合が、平成27年3月末までに開始する事業年度(平成25年度・平成26年度)については2%以上まで引き下げられ、非常に使いやすくなります(27年度は3%以上)。現在進行中の年度から、改正の影響を受けるので注意が必要です。

■民間企業によるベンチャー投資促進税制の創設

特定新事業開拓投資事業計画について認定を受けたファンドへ投資を行った場合に、その投資額の80%までを準備金として積み立てることで、損金算入が認められます。平成26年4月1日以後に終了する事業年度から適用されます。

■国家戦略特別区域における税制優遇措置の創設

国家戦略特別区域において機械等を取得した場合に、特別償却又は税額控除ができる制度が創設されます。

所得税関係

■給与所得控除の見直し

平成25年分から給与収入が1500万円を

超えた場合は、給与所得控除の金額は245万円が上限となりました。それが、平成28年分は給与収入1200万円を超える場合、給与所得控除は230万円に、平成29年以後は給与収入1000万円を超える場合、給与所得控除は220万円に上限が引き下げられます。

■NISAの利便性向上

1年単位でNISA口座を開設する金融機関の変更が認められるとともに、NISA口座を廃止した場合、翌年以降にNISA口座の再開設が認められます。

■ゴルフ会員権・リゾート会員権等の譲渡損失の損益通産廃止

平成26年4月以降は、ゴルフ会員権・リゾート会員権等を売却した場合の損失を他の所得と通算することが認められなくなります。

相続税関係

■医療継続に係る相続税・贈与税の納税猶予等の特例措置の創設

認定医療法人の出資持分を相続又は遺贈により取得した場合、一定の場合に相続税額のうちその認定医療法人の持分に対応する相続税額について、納税猶予が認められます。また、計画通りに持分のない医療法人に移行した際には、その猶予額が免除されます。

認定医療法人について、他の相続人の持分放棄により課税される経済的利益に対する贈与税について、納税猶予を認め、計画通りに持分のない医療法人へ移行が完了すれば、その猶予額が免除されます。なお、認定を受けられる期間は、認定制度の施行の日から3年以内とされています。

消費税関係

■簡易課税制度のみなし仕入率の見直し

簡易課税制度におけるのみなし仕入率が、従来の5種類から6種類に変更になります。のみなし仕入率は、第1種は90%、第2種は80%、第3種は70%、第4種は60%、第5種が50%と従来通りで、新しくできた第6種は40%となります。この改正は、平成27年4月1日以後開始する課税期間から適用されます。

なお、不動産業は、従来は第5種に分類されていましたが、改正後は第6種事業に分類されることになります。また、金融保険業は、従来は第4種に分類されていましたが、改正後は第5種に分類されることになります。

その他

■車体課税の見直し

- ・自動車重量税
平成26年4月からエコカー減税が拡充され、経年車に対する課税が強化されます。
- ・自動車取得税
平成26年4月から自動車取得税の税率が引き下げられます。
- ・自動車税
環境負荷の大小による自動車税の特例措置(いわゆる自動車税のグリーン化)が拡充のうえ2年延長されます。
- ・軽自動車税
平成27年4月以後に新規取得される新車について、軽自動車税が引上げられます。
平成28年4月から経年車重課制度が導入されます。

■国際課税原則の見直し

非居住者・外国法人に対する課税原則が、総合主義から帰属主義へ変更になります。

■地方法人課税の見直し

法人住民税法人税割の税率が引き下げられ、新たに「地方法人税(仮称)」「(国税)」が創設されます。地方法人特別税(国税)については、規模が縮小され法人事業税に還元されます。「地方法人税」はその全額が地方交付税の原資に繰り入れられ、地域間の税収偏在の是正に充てられます。

☆記事内容についてのお問合せは…

TSK税理士法人

税理士 飯田 聡一郎

TEL: 03-5363-5958

FAX: 03-5363-5449

HP: <http://www.iida-office.jp/>

東京法人会連合会

三本の矢で射抜き通す商売のやり方



～消費税アップ後の2年間を乗り越えるために～

現代経営教育センター 代表 大塚 則弘

思えば遠くへ来たもんだ

大晦日の夜、『まつり』を熱唱してサブちゃんはいった。逝ったのは島倉千代子であって、彼は去（い）ったのだ。

連続出場50年という節目を大義名分に、切られる前に自らを切る。見上げた巧さである。

昭和も通算89年…、思えばずいぶん遠くへ来たもんだ。

基盤がこれだけ変わったのだから、各界リーダーの60～70代現役生も去ることを考えたい。

代わりは幾らでも居る。オレでなければ…と力むこともない。腕から血が出て、一時もすればかさぶたができ血は止まる。組織とはそういうものだ。

金はそこそこでいい、健康のためにというが、職場には子育て真っ最中の30～40代もいる。彼らのモチベーションを下げてはいけない。

職場は健康管理の場ではない。それならジムへお行きと諭したい。昼間から大風呂が楽しめるぞ。

「仕事が趣味」なんて何と寂しい人生か。楽しいことはいくらでもある。それを探す勇気がないから職場にしがみつく。

好縁社会がやってきた

長く職場の縁（職縁社会）でつながってきたが、今や趣味や好きなことでつながる「好縁社会」になった。

いま社会の中核を背負う40代は、あの大阪万博期に生まれた70年生だ。幼少期から知足経済（足るを知る）の中にあり、貧乏を知らない。

60年安保・集団就職列車・東京五輪そして大阪万博と、働き通してきたオジサンたちとは異なる者たちだ。

彼らが社会人になった時バブルが崩壊…。給料は上がらず、上には団塊世代がごっそりで昇進もできない。そのうえ新人を採らなくなったから、今でも下層にいる。

このように今日までの20年余り、彼らはあまり良い目は見ていない。

①競争よりは共生、②上下関係よりヨコの連

帯感、③自分の感動に忠実に、④主義主張・趣味・好きなことを共有する仲間との絆を大事にする。

そして⑤「やさしい」が信条で、自分にやさしいから人にもやさしい。

職場では、そこにキャリア志向のパワー女性が加わる。

家庭にあっては女系家族がよみがえり、50～60代主婦が采配をふるう。男はついていく「楽さ」を知る。

女系家族形態で社会は安定化

生き物の世界では、女系家族が社会を安定させてきた。

今の40代が時代を仕切っていくこれから先は、「まったりの大人の国」に向かう。

成長から「成熟」が叫ばれて久しいが、ひとは大きな変化など求めてはいない。「まったり」が心地良いのだ。

かつて『明日という日は、明るい日と書くのねえ～』と女性が歌ったように、この国はバブルとリーマンの谷を越え、ますます健全になっていく。

女系化で社会基盤が安定していくなかで、他国にない良いものが揃っているからだ。

先人たちが培ってきたモノ作りの技術は益々であり、品質とメンテにかける心は世界一と他国が認めるほど。優秀で真面目な国民性も健在だ。

モノ作りに加え近年は「お・も・て・な・し」のソフトウェアも見直されている。（う・ら・は・な・い・の・か・と・ツ・コ・ミ・た・い）

二段階の消費税アップも、クリアできる力は備わっている。

いま経営者に求められるのは、この潮目の変化の認識であり、それに沿った経営の再構築である。

一〇の矢

釣り糸は魚のいる所に垂らす

「誰にも合うものは、だれにも合わない」、名言である。

万人を相手にしない。マスコミから遠ざかり、ミニコミ・ロコミ・ネットの縁を大事にする。

「満足した客は最大のセールスマン」に徹すれば営業マンもいらぬ。無店舗でもいける時代だ。まずは客層を絞る勇気から始めたい。

来年から相続税上げを決めた国税庁が思うように、確かにシルバー世代はお金持ちだ。

しかし彼らは欲しい物はみな持っている。また物欲は加齢とともに減る。(⇒ 断・捨・離)

だから金持ちのシルバーより、購買必要度の高い40～50代現役をターゲットに据えたい。先立つもの(お金)もさることながら、購買の原点は「欲しい」の必要性にある。

いつの時代も購買意欲の旺盛な女性がメイン顧客。(男物を買うのも女性)

30代女性は可処分所得が多く、ワンランク上が好き。60代女性はわが家の財布の自由度が高いから、この二層は特段に絞り目となる。

女性はおしゃべりと買い物で心の安定感を得るというから大きな釣り堀だ。

女性をくすぐるにはコト(記念日)、心の潤い(エステ・ネイル)、気持ちいい(馴染み扱い)、体にいい(野菜)、優越感(和光)、季節感(旬)など…。

二の矢

商品を買わず、感動や状況を売る

商品説明を営業活動と勘違いしてはいけない。

購入前の今すべきことは、顧客が“商品を手にした時の得”を描いてやることだ。

それは時に感動であり、贈り手への愛かも知れない。

売れる保険のセールスマンは「家族への愛」を売る。化粧品屋は「夢」を売り、宅配業者は明日届くの「安心感」を売る。運送業ではない。

また買った物をお披露目(自慢)できる場面や状況を創ってあげることが、得の演出につながる。

同窓会に行った時、この洋装やネックレスで、どんなに優越感に浸れるか、場面をふくらませてあげる。

ビニール傘の多い昨今、この大判のおしゃれ傘が、どんなにか街中で映えるか、状況を描いてあげる。

自社商品は、感動演出の小道具の位置づけ。客はそれを手にした時の得が欲しいから、“結果として”自社商品が客先に渡る。これが営業活動だ。

三の矢

利は元があり、仕入れで決まる

株をやって長い。ずいぶんと儲かって…と最近

いわれるが、これまでの損を取り戻しつつある程度のものだ。

株は相場で動く。上がる日もあれば、下がる時もある。降ったら晴れるし、晴れたら降るのが覚悟で臨むことだ。

全面安の日でも、プラスを出している株がある。仕入れが旨くいったのだ。逆に大方の株が上昇しているチャンスなのに、赤字から浮上できない株もある。高値で仕入れた結果だ。

ものは売り手と買い手の気持ちで決まるから、商売のコツは株と同様、いかに安値で仕入れるかに尽きる。

良い物を良い値で仕入れられれば、軒先につるしておくだけで売れてゆく。仕入れの苦労にくらべたら、販売などは楽なものだ。

仕入れが命の商売において、仕入れ値以上に難しいのは、良い物の発掘だ。

良い物、すなわちホンマ物を探し出してくるバイヤーの腕が、商売の生命線といえる。

少量数しかないホンマ物には、誰もが良い値を出してくる。それを分けてもらうには、農家・漁師などの生産者や、問屋・仲買などとの日頃の仲が大事となる。

ホンマ物の育成に共同開発したり、生産者が不漁で困った時に資金援助するなど、世代を超え時間をかけた人間関係づくりが大事となる。

相手が困ったとき、自分も苦しいがいかに援助に回れるか、日頃の行いしかホンマ物を分けてもらう手立てはない。

牛丼戦争よろしく汎用品を売っている限り、値下げ競争に巻き込まれ、利益は出にくい。

2年を乗り越え五輪へ

一年前に言い当てたように、再び五輪がやってくる。

かつては『あの日ローマで眺めた月が〜』と、三波春夫の明るい歌声が人々を奮い立たせた。

6年後「成熟した大人の大国・ニッポン」を歌うのは氷川きよし。

サンバの国ブラジルから引き継ぐからアップテンポで、歯切れのいいリズムの彼が本命だ。

時代はサブちゃんから、きよしに託される。この現象の中に、あなたも在る。

さて問題。出てきた歌手は何人が。
4人…、いや、五輪(人)でした。

「領収証」等に係る印紙税の 非課税範囲が拡大されました

(平成 26 年 4 月 1 日以降作成されるものに適用されます)

平成 25 年 4 月
国 税 庁

「所得税法等の一部を改正する法律」により、印紙税法の一部が改正され、平成 26 年 4 月 1 日以降に作成される「金銭又は有価証券の受取書」に係る印紙税の非課税範囲が拡大されました。

「金銭又は有価証券の受取書」に係る非課税範囲の拡大

現在、「金銭又は有価証券の受取書」については、記載された受取金額が 3 万円未満のものが非課税とされていますが、平成 26 年 4 月 1 日以降に作成されるものについては、受取金額が5 万円未満のものについて非課税とされることとなりました。

「金銭又は有価証券の受取書」とは

「金銭又は有価証券の受取書」とは、金銭又は有価証券を受領した者が、その受領事実を証明するために作成し、相手方に交付する証拠証書をいいます。

したがって、「領収証」、「領収書」、「受取書」や「レシート」はもちろんのこと、金銭又は有価証券の受領事実を証明するために請求書や納品書などに「代済」、「相済」、「了」などと記入したもの、さらには、「お買上票」などと称するもので、その作成の目的が金銭又は有価証券の受領事実を証明するために作成するものであるときは、金銭又は有価証券の受取書に該当します。

(注) 1 印紙税の納付の必要がない文書に誤って収入印紙を貼ったような場合には、所轄税務署長に過誤納となった文書の原本を提示し、過誤納の事実の確認を受けることにより印紙税の還付を受けることができます。

「領収証」等を取引の相手方に交付している場合でも、過誤納の事実の確認を受けるには、過誤納となった文書の原本を提示する必要がありますので、収入印紙を貼る際には誤りのないようご注意ください。

2 消費税及び地方消費税の金額（以下「消費税額等」といいます。）が区分記載されている場合又は税込価格及び税抜価格が記載されていることにより、その取引にあたって課されるべき消費税額等が明らかとなる場合には、その消費税額等の金額は「領収証」等に記載された受取金額に含めないこととされています。

- 還付を受けるための手続など、印紙税についてお分かりにならない点がありましたら、最寄りの税務署（電話相談センター）へお尋ねください。
- 国税庁ホームページでは税に関する情報等を提供しています。税に関する質問についてはタックス・アンサー（よくある税の質問）もご利用ください。

【 国税庁ホームページ www.nta.go.jp 】



この社会あなたの税がいきている

新春講演会・新年賀詞交歓会盛大に開催

2014年の年明けを祝って恒例の新春講演会並びに、新年賀詞交歓会が1月9日京王プラザホテル多摩において盛大に開催されました。

第1部の新春講演会では、毎日新聞論説委員の与良正

男氏を講師に迎え、「日本経済の展望と政治の行方」と題し、講演頂きました。引き続き行われた第2部の新年賀詞交歓会には、来賓として塚本睦彦日野税務署長、中村信夫東京都八王子都税事務所長、大坪冬彦日野市長、阿部裕行多摩市長、高橋勝浩稲城市長他関係官庁、税理士会をはじめとする税務関係団体、厚生制度受託会社など多数を迎え、会員と合わせて200名が出席いたしました。

また、賀詞交歓会の席上、昨年8月に実施しました第4回税に関する絵はがきコンクールに入賞された小学生13名に、賞状と記念品が大木会長から贈られました。(入賞作品は裏表紙に掲載)



講演する与良正男氏



多数の会員、市民が聴講に



挨拶する大木会長



塚本日野税務署長



中村八王子都税事務所長



大木会長から税の絵はがきコンクール入賞者に賞状と記念品が



大坪日野市長



阿部多摩市長



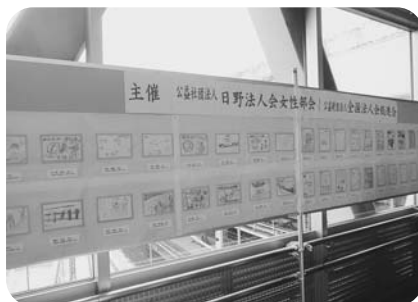
高橋稲城市長



なごやかな賀詞交歓会

第4回絵はがきコンクール応募全作品展示

女性部会主催で昨年8月に実施しました第4回絵はがきコンクール応募全作品(132作品)を2月14日～2月21日の期間、京王線高幡不動駅構内の南北自由通路に展示いたしました。



応募された全作品を展示



展示作業にご協力いただきました

法人税・消費税講座 確定申告書の書き方を4日間で学ぶ

法人税・消費税の申告書の書き方をテーマとした「法人税消費税講座」が、1月22日から4日間にわたり多摩信用金庫高幡不動支店を会場に開催されました。

講師に日野税務署の曾我審理担当上席を招き、やさしく解説いただきました。



曾我上席より別表の書き方を
中心に解説

消費税の改正を テーマに 支部研修会

消費税の改正点等を主なテーマとして、日野税務署の曾我審理担当上席を講師に招き、やさしく解説いただきました。



1月27日 日野地区第3～5支部
榎井簡や



1月24日 多摩地区第1支部
多摩市健康センター



巧みな話術で講演する大木ヒロシ氏

販売促進セミナー DMチラシの活用法

研修厚生委員会担当による、目に留まるとまるDMチラシの作り方をテーマとした、販売促進セミナーが、理想科学工業㈱と共催により2月6日・7日パルテノン多摩を会場に開催されました。講師にジャイロ総合コンサルティング㈱代表取締役大木ヒロシ氏を講師に招き、販売促進の簡単なコツ、チラシの効果アップの具体例などについて講演いただきました。

管内小学校6校で租税教育の出前授業 —青年部会—

青年部会では、小学生に対する租税教育活動として、管内の小学校6校において税金のしくみや大切さを、消費税を中心にDVDやパネルを使いながら出前授業を行いました。

授業に出席した小学生からのアンケートの一部紹介

- ・授業前は税金があることで物の値段が高くて嫌だと思っていたが、この授業を聞いて今では税金の存在にありがたく思えます。
- ・私たちの生活には税金が必要で、無くしてはならないことが理解できた。今後、税金について、自分の力でたくさん調べたいと思いました。

出前授業を行った小学校

- 1月23日 多摩市立瓜生小学校6年 1・2組
- 1月24日 多摩市立西落合小学校6年 1・2組
- 2月8日 日野市立日野第三小学校6年 1・2組
- 2月24日 日野市立平山小学校6年 1・2組
- 2月25日 稲城市立稲城第一小学校6年 1・2・3組
- 3月6日 日野市立日野第二小学校6年 1・2・3・4組



黒板を使い授業を行う青年部会役員

女性部会一泊見学研修会 伊豆下田法人会女性部会と交流

女性部会では、部会員相互の親睦と他女性部会との研修・交流を目的として、1月26日～27日にかけて南伊豆方面への一泊見学研修会が開催されました。

一日目は、下田の宝福寺を訪れ、住職様から「唐人お吉」の生涯と秘話を伺いました。笑いや涙ありの楽しい法話でした。

二日目は下田東急ホテルにて、伊豆下田法人会女性部会との情報交換交流会を開催、昨年10月に女性部会創立30周年を迎えた同女性部会は、地域一般公開講座や親子税金探検隊などの特色ある事業活動を行っており、意見交換では両会の活動状況などをDVDやスライドを交えて紹介。その後、昼食を交えて和やかな昼食懇談会となり、有意義な二日間を過ごしました。



下田宝福寺にて「唐人お吉」
にまつわる法話が



お礼の挨拶する小磯女性部会長



伊豆下田法人会土屋女性部会長から
事業概況のお話をいただきました。

税務署からのお知らせ

平成26年度 国 税 専 門 官 募 集

国税専門官とは、国税局や税務署において、税務のスペシャリストとして法律・経済・会計等の専門知識を駆使し、適正な課税を維持し、また、租税収入を確保するための事務を行います。

- ◇受験資格
1. 昭和59年4月2日から平成5年4月1日生まれの者
 2. 平成5年4月2日以降生まれの者で次に掲げるもの
 - (1) 大学を卒業した者及び平成27年3月までに大学を卒業する見込みの者
 - (2) 人事院が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者

- ◇申込手続
1. インターネット申込み（原則、インターネット申込みとなります。）
 - (1) 受付期間 平成26年4月1日(火) 9時～平成26年4月14日(月)〔受信有効〕
 - (2) 受験案内（インターネット申込用）交付期間
平成26年2月3日(月)～平成26年4月14日(月)
 - (3) 受験案内（インターネット申込用）交付場所
東京国税局又は最寄りの税務署若しくは人事院各地方事務局（所）
※人事院ホームページからもダウンロードすることができます。
[<http://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.htm>]
 2. インターネット申込みができない場合（受験申込書を郵送又は持参）
 - (1) 受付期間 平成26年4月1日(火)～平成26年4月2日(水)
〔平成26年4月2日(水)の通信日付印有効〕
 - (2) 受験申込書・受験案内（郵送・持参申込用）交付期間
平成26年2月3日(月)～4月2日(水)
 - (3) 受験申込書・受験案内（郵送・持参申込用）交付場所
東京国税局又は最寄りの税務署若しくは人事院各地方事務局（所）

- ◇試験日
- 第1次試験 平成26年6月8日(日)
- 第2次試験 平成26年7月15日(火)～平成26年7月23日(水)のうち指定された日時

※詳細については、お気軽に日野税務署・総務課・新田（TEL 042-585-5661 内線202）までお尋ねください。

ふれあいコーナー

掲載無料

企業PR、新商品の紹介等にご利用下さい。
掲載ご希望の方は事務局まで。

地域の皆様に支えられ、おかげさまで、創業50年を迎えました。



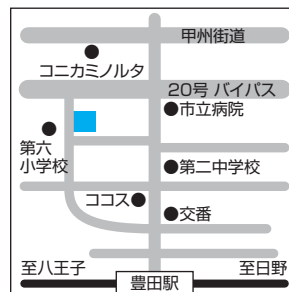
営業時間：AM11:30～PM2:00
PM 4:30～PM9:00
定休日：毎週木曜日

〒191-0062
東京都日野市多摩平3-7-4

TEL 042-581-2099

FAX 042-584-3170

- ・大駐車場完備 (20台)
- ・個室 2～70名様
- ・ご法要・ご宴会承ります



<http://www.unagifujita.com/>

お問い合わせ 予約 TEL 042-581-2099

〈日野地区 第5支部所属〉

いけ花・フラワーデザイン材料

慶弔用生花・法要花（本堂用の花・アレンジメントなど）



ナミキフローリスト



〒206-0003 多摩市東寺方 1-8-35

TEL 042-374-3348

〈多摩地区 第2支部所属〉

株式会社 福島 測量

〒206-0804 稲城市百村86番地

TEL 042-377-0245 FAX 042-377-4714

稲城市を拠点に三多摩、東京都内及び東京近隣の測量業務を承っております。
長年、培ってきました知識と技術を活かし、皆様のお役に立てるよう日々精進し、
業務に取り組んでおります。

土地家屋調査士事務所を併設しておりますので、不動産の表示に関する登記、
境界に関するご相談等お気軽にお尋ねください。

〈稲城地区 第2支部所属〉

今後の説明会・研修会・イベント等予定

3月19日(水) 9:30	決算法人説明会	パルテノン多摩 第1会議室
13:30	決算法人説明会	パルテノン多摩 第1会議室
4月 6日(日) 10:00	第33回せいせき桜まつり	多摩市関戸 九頭龍公園内
10日(木) 14:00	全国女性フォーラム「香川大会」	サンポートホール高松
21日(月) 14:00	新設法人説明会	日野税務署
22日(火) 16:00	源泉部会研修会・報告会	京王クラブ3階会議室
24日(木) 14:00	決算法人説明会	日野税務署

詳細は日野法人会のホームページをご参照ください。(http://www.tohoren.or.jp/hino)

第4回 通常総会のお知らせ

日時：5月29日(木) 午後3時 場所：桜美林大学多摩アカデミーヒルズ

東法連 特定退職金共済制度

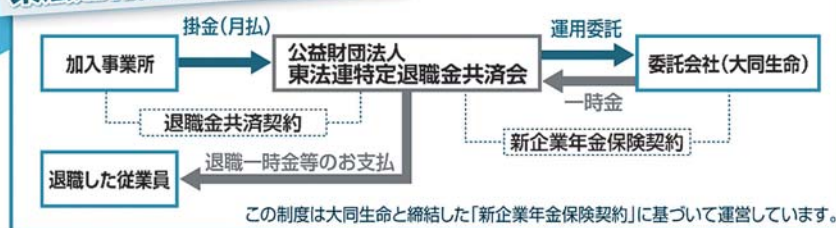
従業員のための退職金を計画的に準備できます。

優秀な人材の確保、定着化に役立ちます。

特退共済制度の5つの魅力

- ① 従業員1人につき1口1,000円(月額)から30口まで加入できます。
- ② 掛金は全額損金(または必要経費)に算入できます。
- ③ 過去勤務期間の通算の取扱いを利用できます。(新規加入時のみ)
- ④ 中退共(中小企業退職金共済制度)との重複加入が可能です。
- ⑤ 簡単な手続きで加入いただけます。

東法連特退共済制度の仕組み



公益財団法人東法連 特定退職金共済会とは

- 東京法人会連合会が母体となって昭和52年に設立されました。
- 所得税法施行令第73条に定める「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を得て事業を開始し、現在約6千社の事業所に制度をご利用いただいております。
- 東京都知事の公益認定を受けて、平成24年10月に公益財団法人に移行しました。

資料請求・
お問い合わせは



公益財団法人 東法連特定退職金共済会

〒160-0002 東京都新宿区坂町13番地4 全法連会館3階
TEL: 03-3357-1641 FAX: 03-3357-1642
http://www.tohoren-tokutaikyo.or.jp

編／集／後／記

2014年2月7日から23日までロシアのソチで第22回冬季オリンピックが開催され、当初予算120億ドルを大幅に超え500億ドルとなったようです。改めて凄い金額ですが、この開催で日本は冬季のオリンピックとしては、長野開催に続く史上2番目の8個のメダルを獲得致しました。たくさんの感動とドキドキした想い、特に競技姿勢を通し浅田真央選手が私たちに教えてくれた事、リレハンメルでの悲劇から20年、レジェンド 葛西紀明選手の生き様など、最後まで諦めず努力をする事、そして夢を追い続ける事、夢を夢でなく実現していく事。皆さん、是非夢を持ち、夢を追い続けましょう。 広報委員 山本 一隆

表紙 紹介

南アルプス市桃源郷から見た富士

(写真 広報委員 加藤 善巳)

第4回 せい かん 税に関する え 絵はがきコンクール

法人会では、租税教育活動の一環として、小学生を対象に「税に関する絵はがきコンクール」を実施しています。平成25年度は、応募総数132作品の中から13作品を表彰させていただきました。

入賞

日野法人会長賞



日野市立旭が丘小学校 5年
中村 まとい さん

日野法人会女性部会長賞



日野市立旭が丘小学校 1年
中村 りのい さん

日野税務署長賞



日野市立日野第二小学校 6年
山梨 萌子 さん

入選



日野市立
日野第一小学校 6年
服部 愛来 さん



日野市立
日野第六小学校 4年
林 元 婷 さん



日野市立日野第七小学校 5年
佐藤 翼 さん



日野市立旭が丘小学校 1年
中村 いせり さん



多摩市立
東寺方小学校 6年
石川 み 紗 さん



多摩市立
豊ヶ丘小学校 6年
根津 香菜子 さん



稲城市立
稲城第二小学校 5年
真島 結里 さん



稲城市立
平尾小学校 3年
加藤 悠 真 さん



稲城市立
城山小学校 6年
江木 瑛理華 さん



稲城市立
城山小学校 5年
山内 直 さん

公益社団法人 日野法人会広報誌

ふれあい 2・3月号

平成26年3月15日発行 (通巻149号)

発行 公益社団法人 日野法人会

〒191-0031 東京都日野市高幡3-8 ☎ (042) 593-9900

URL: <http://www.tohoren.or.jp/hino>

発行人 会長 大木 茂 編集 広報委員会

印刷 システム印刷株式会社 日野市高幡1012-13

☆☆☆
GREEN PRINTING JPPI
P-B10161

この印刷製品は、環境に配慮した

資材と工場で製造されています。

リサイクル適性 (A)

この印刷製品は、印刷用の紙へ

リサイクルできます。